

高大同窓会大阪会則 編集用 2023420

(名称)

第1条 本会は高大同窓会大阪（以下本会と言う）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と健康の維持を図るとともに教養を高めることを目的とする。

(会員)

第4条 本会は下記の何れかに該当する者で入会を希望する者を以って組織とする。

- (1) 大阪府老人大学講座修了者
- (2) 大阪府高齢者大学アクティブシニア講座修了者
- (3) NPO法人大阪府高齢者大学校修了者
- (4) 認定NPO法人大阪府高齢者大学校修了者又は受講者
- (5) NPO法人大阪区民カレッジ修了者又は受講者
- (6) NPO法人大阪府民カレッジ修了者又は受講者
- (7) 別に定める規定による賛助会員

(事業)

第5条 本会は第3条（目的）を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 会員名簿・会報・その他必要な書類の発行及び配布
- (2) 親睦会・講演会・その他の開催
- (3) 健康的・文化的学習会の開催
- (4) 軽スポーツの普及と開催
- (5) その他目的達成のため必要な事業（例：新入会員説明会・歓迎会等）

(組織)

第6条 本会の事業を円滑効果的に推進するために次の専門部を設置する。又各事業部の業務及び事業は次の通りとする。

- (1) 経理部：会費の徴収・経理事務
- (2) 総務部：会員の勧誘・名簿の作成・各会議運営・本会の組織強化活動・他の部に属さない事業
- (3) 広報部：会報の作成発送・広報活動に関する事項
- (4) レクリエーション事業部：各種見学会などの開催・その他親睦を図る事業
- (5) スポーツ事業部：軽スポーツなどの普及と開催
- (6) カルチャー事業部：文化・厚生・教育関係の学習に関する事業
- (7) サークル事業部：サークル活動の普及と支援に関する事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長：1名 副会長：若干名 部長：7名（各部1名） 会計監査：2名
顧問：若干名 その他必要な役員を置くことができる。

(役員職務)

第8条 会長はこの会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときは代行する。経理部長は部を代表し会費の徴収の他、経理事務を担当する。その他各部長は各部を代表し当該部が実施する事業の企画立案及びその運営を担当する。会計監査は経理を監査しこれを報告する。顧問は会長の諮問機関とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし再任は妨げない。但し同一役職最大4年とする。又、年齢85歳を超えては就任できない。顧問、会計監査もこれに準じる。役員に欠員が生じたときは速やかに補充してその任務は前任者の残存期間とする。なお役員はその任期終了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。会計監査、顧問は非常勤とする。

(役員選出)

第10条 会長及び役員選出については別に定める規定による。

(費用)

第11条 本会の費用は会費及び寄付金その他の収入を以って充当する。

(会費)

第12条 本会の会費は別に定める規定による。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日を以って終了する。

(総会)

第14条 本会は年1回総会を開催するほか、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。尚、緊急事態時は書面決議とし、異議ある場合は書面・電話にて申し出る。

(総会承認事項)

第15条 総会は本会の最高議決機関とし、次の事項を付議し承認をえなければならない。

- (1) 会則の改定
- (2) 事業報告・事業計画
- (3) 会計報告・予算案
- (4) 会計監査報告
- (5) 役員選任
- (6) その他の事項

(議長)

第16条 総会の議長は会員の中から選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は出席者の過半数の賛成を以って決議する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は原則として2ヶ月に1回開催する。運営委員会の出席者、審議事項、議長決議方法その他は別に定める規定による。

(役員会)

第19条 役員会は原則として毎月1回開催する。運営委員会前に開催する。役員会の出席者、

討議事項、議長その他は別に定める規定による。

(サークル)

第 20 条 会員は第 3 条に定める(目的)のためのサークル活動をすることができる。サークルの設立その他については別に定める規定による。

(その他)

第 21 条 会則に定めるもののほか必要あるときは、会長が役員に諮り運営委員会で審議し会長が最終決定を行う。尚緊急を要するものについては会長または会長、副会長で専決し事後役員会及び運営委員会に報告する。

第 22 条 本会は高大同窓会推進協議会に参画する。

(実施日)

第 23 条 この会則は第 26 回(2022 年度)総会で承認された日から施行する。

平成 22 年 5 月 14 日追加

平成 24 年 5 月 10 日追加

平成 27 年 5 月 11 日追加

平成 28 年 5 月 09 日追加

平成 30 年 4 月 28 日一部改訂

2019 年 4 月 20 日一部改訂

2021 年 6 月 26 日一部改訂

2022 年 5 月 21 日一部改訂

(詳細は第 26 回(2022 年度)総会資料 11P に明記)

高大同窓会大阪運用細則

(目的)

第1条 本会は高大同窓会大阪会則（以下「会則」と言う）第4・10・12・18・19条及び20条の規定に基づき、本会の運営に際しよりよい活動を推進するため、運営について必要な事項を定める。

(役員を選出)

第2条 会長の選出は会員並びに運営委員の中から役員会で選出し運営委員会に諮り総会で承認を得る。副会長・各部長・会計監査は会長が会員ならびに運営委員の中から指名し運営委員会に諮り総会で承認を得る。

(会費)

第3条 本会の会費は2020年度より1年間1,500円で新年度までに前納する。

- ① 会費の納入を以て会員として登録される。
- ② 納入された会費は返却されない。
- ③ 臨時会費を徴収することもある。
- ④ 会計年度の下期（10月～翌年3月）に入会した会員の年会費は1,500円とし、翌年度の会費は免除とする。

(運営委員の選出)

第4条 本会会則6条により設置された専門部（以下「各部」と言う）に運営委員をおくことができる。尚、一律10,000円の通信活動補助費を支給する。
運営委員会の新運営委員の選出は現運営委員の推薦による。

- ① 運営委員の定数は経理部・サークル事業部をのぞき各部は部長を含め15名以内とする。
- ② 経理部・サークル事業部は部長を含め4名以内とする。
- ③ 運営委員の中から原則として各部2名の副部長を選出する。
- ④ 任期は役員任期に準ずる。

(運営委員の職務)

第5条 本会運用細則第4条により選出された運営委員は次の職務を行う。

- ① 運営委員会に出席するとともにその議決権を行使する。
- ② 各部において開かれた会議に出席する。
- ③ 経理部・サークル事業部をのぞく各部の計画・事業の企画立案運営に参画する。
- ④ 経理部委員は部長と共に会費の徴収、他経理事務をおこなう。
- ⑤ 副部長は部長を補佐する。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は本会の役員及び運営細則第4条により選出された運営委員により組織する。

その他議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(運営委員会の開催)

第7条 運営委員会は原則として2ヶ月に1回開催する。会長が必要と認めたときは臨時に開

催することができる。

(運営委員会の議長)

第8条 運営委員会の議長は会長又は指名した副会長があたる。

(運営委員会の審議)

第9条 運営委員会は次の事項を審議する。

- ① 総会に諮る議案の作成と総会において決議する事項を討議する。
- ② 本会会則第5条の事業内容
- ③ 本会会則第6条により設置した各部の活動内容及び当該各部が実施する事業の企画立案とその運営に関する事項
- ④ その他会長が必要と認めた事項

(役員会の構成)

第10条 役員会は会長・副会長。各部長を以って構成する。その他議長が必要と認めた者を出席させることができる。

(役員会の開催)

第11条 本会役員会（以下「役員会」と言う）は原則として運営委員会開催前に開催するほか会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

(役員会の議長)

第12条 会長若しくは会長が指名した副会長が行う。

(役員会の討議)

第13条 役員会では次の事項を討議する。

- ① 総会に提出する議案内容
- ② 各部の事業活動の企画・立案
- ③ 各部の事業活動の実施計画
- ④ 運営委員会の議事内容
- ⑤ 各部の実施する行事の日時とその他の調整
- ⑥ その他会の運営及び企画等

(保険)

第14条 本会会則第5条及び第6条に定める事業の内、レクリエーション・スポーツ・カルチャー事業が行う事業は保険に加入し実施する。

(参加費用)

第15条 本会会則第5条第6条に定める事業に参加する会費の諸費用は原則として参加者負担とする。

(サークル活動)

第16条 本会会則第20条によりサークルを設置することができる。

(サークルの設立)

第17条 サークル設立をする者はサークルの設立目的等を届出書に記入し5名連記の上会長に届け出る。会長は役員会に諮り承認を得て運営委員会に発表し会報及びホームページで会員募集を行う。届出書提出後内容に変更があるときはすみやかに変更届を提出する。半年以上活動新規サークルは、申告書により奨励金5,000円を支給する

(各同窓会)

第 18 条 高大同窓会の各同窓会とは協調して関係を維持し、相互発展に努力する、

(賛助会員)

第 19 条 本会の会則第 4 条に定める会員の他に賛助会員制度を設ける。

サークル加入者や行事参加者の中で、入会資格を有しないが本会に入会を希望する者は、会員の推薦を受けた後に役員会、運営委員会の承認を得て賛助会員になる事が出来る。賛助会員の扱いは会員と同等とする。

(その他)

第 20 条 本運用会則を改定するときは役員会で協議し運営委員会で審議する。

最終決定は会長がおこなう。

(実施日)

第 21 条 本運用細則は第 26 回（2022 年度）総会において本会則が承認された日から実施する。

平成 22 年 5 月 14 日追加

平成 24 年 5 月 10 日追加

平成 27 年 5 月 11 日追加

平成 28 年 5 月 09 日追加

平成 30 年 4 月 28 日一部改訂

2019 年 4 月 20 日一部改訂

2021 年 6 月 26 日一部改訂

2022 年 5 月 21 日一部改訂

(詳細は第 26 回（2022 年度）総会資料 11P に明記)

以上

同窓会大阪業務分担

細則附表

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会の統括責任者 ・ 人事決定・予算の決定 ・ 連絡協議会及び同窓会の交流促進 ・ 総会及び運営委員会・役員会の招集 ・ 各部の指導・調整 	
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長を補佐し、会運営の円滑化を計る ・ 会長業務の代行 	
顧問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務全般の指導・助言（非常勤とする） 	
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員名簿の作成・配布及び整備 ・ 総会の準備及び実施・総会資料の作成、保管 ・ 運営委員会、役員会の準備及び実施 ・ 新入会員、継続会員獲得の準備及び実施 ・ 各種資料の作成、保管・忘年会等他の部に属さない事項 	
広報部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会報の発行及び配布 ・ ホームページの管理、編集、維持 ・ 会報企画会議、編集会議の開催 ・ 会の PR 活動 ・ 会の情報収集及び伝達 	
レクリエーション 事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ レクリエーション、親睦関係の催し (例) 自然散策、季節の旅、社寺を訪ねる 博物館、美術館、資料館など各種施設見学、観劇 音楽会、企業訪問等 (アトラクション担当/文化祭の協力) 	各事業部の 提案・企画・ 実施
スポーツ 事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽スポーツ関係の催し (例) ハイキング・オリエンテーリング・ボウリング 各種ゴルフ。軽体操（体育祭担当） 	新規事業の 提案・企画・ 実施
カルチャー 事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教養、文化を高める催し (例) 歴史と伝統と文化に彩られた関西圏の史跡、古 刹、文化財探訪、伝統芸能、美術鑑賞等 (文化祭担当) 	
サークル 事業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ サークル活動普及に関する事業 (例) サークル立ち上げグループの支援 活動拠点確保への協力、同窓会とサークルの パイプ役、サークル会議開催（文化祭の協力） 	
経理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会費の徴収、管理。金銭の出納、管理 ・ 決算書、予算書の作成」 	
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経理業務の監査 ・ 経理への助言（非常勤とする） 	